

勅奉
修身
鑑

內藤和叟謹述

卷之三

K1201
20
3

K120.1

20

3

內藤取叟謹述

奉勅
修身鑑

卷之三

版權所有

集英堂藏板

勅諭

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ
樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億
兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國
體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民
父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ勿友相信シ恭儉
己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ
智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ
開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義
勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ
如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ
爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民
ト俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ
中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ孝ニ服膺シテ
成其德ヲ一ニセシコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名

御璽

長英敬書

勅奉 修身鑑卷之三

内藤恥叟

謹述

第一章 國體

第一節

大日本帝國ハ、萬世一系の 天皇之
を統治し給ふ、萬國無比の國體なり。

○かゝこくも、我り 天皇陛下は、天
地開闢の始めに、御國の大君と定まり

天照大神御孫 瓊々杵尊を葦原の中つ國に降だすたまふ時三種の神寶を授けたまひて豊葦原の瑞穂の國は朕が子孫の王たるべき地なり寶祚の隆なるを天壤と與に窮り無かるべしと宣へり 皇統の萬世無窮なるは實にこの御誓ひによれるなり



て、此の民をめぐみ給ひし、
天神の御子孫なり。
天祖天照

第二節

○天祖天照大神、此の國を以て、天孫瓊々杵尊に傳へさせ給ひしとき、詔り給はく、寶祚のさかえまさんこと、天地とともにきはまりあかるべしと。

○これよりして後、我が 天皇陛下の

御血統ハ、天地とひとくかはりなく、
數千年の今日に至りて、れんめん連綿たり。

○天地もむろくよかはらず 日月も光り
を改めず。なち千萬世の後までも、仰ぎ
尊み奉るべきハ、日嗣ひつぎをうけたまふ
天皇にあん、おはしましける。

第三節

○凡そ生を此の國よりくるもの、誰り

天皇陛下の臣民たらざる。我が國民ハ、
實に萬代不易ふえきの臣民なり。

○我が國民たるものは、先づ國體の尊きを
とましまへ、皇室に忠よ、父母先祖に孝
ならんこと、第一の務めなり。

第二章 孝悌

第一節

○父母に事へんよハ、先づ其の心を安ん

藤原吉野朝臣は至孝の人なり
ある日外に出で在らざりし
に其の父より魚をまわらせよと
言ひこゝたり厨の人惜みてこ
れを出さざりし吉野聞きて
悔い歎きうれより生涯魚を食
ふことをあきらめず



刺鳥五

ぜんことをつとめよ。

○父母の心よして安からずば、たとひ美衣珍膳を奉りて、侍養残る方なりといふとも、決して孝行といふべからず。

第二節

○父母の心を安んぜんよは、よろしく、我が身の行ひを慎むべし。
○我が身の行ひを慎まむば、いり程父母

又事ふとも、父母安心したまふことあるべからず。

○我が行ひを慎み、父母の心を安くして、始めてまつとき孝行とは、いふべきあり。

第三節

○悌とい、兄を敬ひ、弟を愛する道より、長者に順ふも、亦其の道なり。

○我が父母の、友と給へる長者より、とけて敬ひ順ふべし。

○叔父・叔母に對しては、兄弟の如くより、更にこれより敬を加へよ。甥姪をば、弟妹の如くに愛せよ。

第三章 和順

第一節

○夫は、婦をあまれむべし。婦は、夫を

瀧鶴臺先生の妻女の賢徳ある婦人
 まう何る時其の袂より赤糸の球落
 ちけるを鶴臺見て何ぞと問ひけれ
 ば妻女答へて「何ぞい惡念の起る時
 は赤糸の球を結び善念おこる時白
 糸の球をむきお初めい赤糸のみとせ
 増し、が今い先
 生翁陶より
 二つの球同ト程
 とおれり」と他
 の袂より白糸の
 球を出さして
 示しとぞ



うやまふべし。

○夫婦和合するは、家内繁昌のみなもと
 なり。

第二節

○しうとしうとめよし、よく事へよ。

○小姑よし、眞實を以て交るべし。

第四章 信實

第一節

荒木村重織田信長よ
 背きし時羽柴秀吉單
 身村重の城よおもむき
 て利害を説けり村重
 の兵とれを機とて秀
 吉を討とんごいひと
 村重とれとぞめ彼れ
 吾が難を救えんとして
 來たれりぞ吾れこれを
 殺せり不義ありとて厚
 くもてなきて送り出
 だせりとぞぞ



○信實を行えんと思はゞ、つゝみて言
 語を少なくすべし。

○言語を多くする時ハ、日れ知らず、
 言を言ふことあり。

第二節

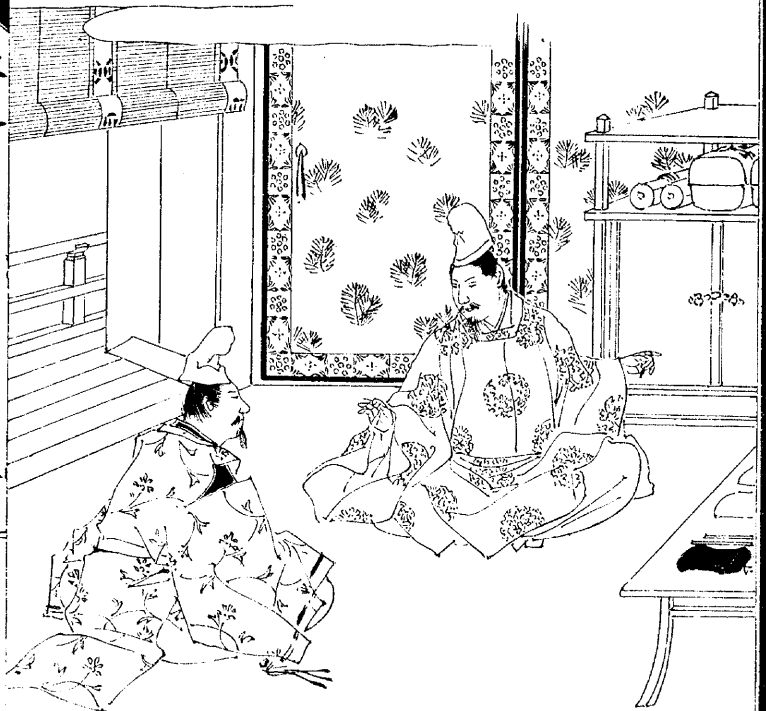
○朋友の大切なるハ、善を責むるにあり。
 ○善を責むとは、互に信義の心を以て、
 過ちを諫め、足らざるを補ひて、人の道

を全くせしめんとするをいふ。
 ○もい其の人過ちありと知るも、これを
 諫むることをせず、或い、これをかげよ
 て譏^そるい、決して、信義ある朋友といふ
 べからず。斯の如き者とは、交らざるを
 よいとせ。

第五章 禮敬

第一節

都良香宿禰大内記と
 あり、時其の職を大
 藏善行に譲らんとし
 て善行の文章當時を
 らびなきよを朝廷
 に奏せられり良香
 は其の頃詩文の大家と
 して天下のゆゑす所
 あり、を猶ほ善行の美
 し及ぶを、如く申さ
 ね、謙讓の人といふ
 べし。



○老いたるを敬ひ、幼きをあふどらず。作法をたゞしくして、言語をつゝむら、禮の道なり。

○みどりふ語り、みだり又笑ひ、身體の作法をくづすは、心に禮敬なきゝるゝなり。

第二節

○人に譲るは、禮の道なり。

○故に、人と道を行く時、歩を譲りて、其のあと小隨ふは、禮なり。人と遇ふ時、道を譲りて、片日き又寄るも、禮あり。物をわくる時、多きを譲りて、其の少なきを取るも、禮なり。

第六章 恭儉

第一節

○驕奢の心の生ずるは、恭儉の心をなきに

よる。

○恭儉は、身を守るの要たる事を知らば、

驕奢は、身を滅ぼすの本たる事をさと

るべし。

○ことわざに曰く、おごりい、敵とおも

へど、おごりは、我が身を滅ぼす敵なれ

むなり。

第二節



岡野左内貨殖をのみて金
 銀家よみてり人こそを見て
 吝嗇の人ならんと思ひに
 其の家の馬奴は黄金一枚
 を持てるあり左内聞きて
 いやしき者よれ感心の心かけ
 あり賞金として黄金一枚を
 褒美として仰ぐけりとなん

奉参身監

卷之三

十

集英堂藏版

五島刺

○無用の費は、小なりとも、おれを避くべし。有用の財は、大なりとも、惜むことあられ。

○一銭の財は、僅うなれども、みどりに費せば、遂に積りて、千萬圓の損そんとなるべし。

○千萬圓の大なるも、其の本は、厘毛の小を積みたるものなり。

○塵ちりつもりて山とあるとの諺ことわざは、此の旨をいへるなり。

第七章 仁慈

第一節

○父母に愛敬をつくりて、兄弟親族よむつましく、これを及がして、他人と親しみ、又その困窮こんきゆうをも救ふべし。

○或い日ぐ財をいどして、道橋を修め、

往來の人より便ありとむるも、亦仁慈の行ひなり。

第二節

○下人よハ、つとめて憐みを加ふべし。
○物事おもひやりを旨として、無理なる使ひ方をすべからず、たとひあやまつことありとも、氣なぐく教へきとして、はしたなく叱りのことなれ。



奥貫五平次ハ武州川越の人なり嘗て關東大洪水あり一時難民の困窮をに見て忍びず我が家に貯へたる米穀を出してこれを救ひしが人々命の親なりとよみけり

奉参身録

卷之三

十一

集辨堂藏片

○家小飼ふ牛馬犬猫の類といへども、無慈悲にせめ使ふは、あき事なり。

第八章 勤勉

第一節

○學問の要二つあり、未ど知らざる時は、知らんことを求め、未でに知まば、行はんことを務むべし。
○ことわざ小曰く、問ふは一時の恥ぢ。



能澤了介先生の若き時中江藤樹先生の學問を以て入門せんと請ふ藤樹先生われの人に教へま程のものをらすとてこれを辭を了介先生強ひて請ふ其の門を去らざること三日及び一は藤樹先生の母其の篤志に感ず先生を取らしてややく其の門に入りぬとす

問をぬは一生の恥ぢ。又曰く、論語讀むの論語知らずと、學者よくこれを思へ。

第二節

○學問するは、その身の行ひを善くし、善人とあるよしあり。

○職業を習ふは、其の家を富まし、國の良民たらんことをねうふよしあり。

○學問をするも、行ひを善くせず、職業

を習ふも、國に益ある良民たらずば、無學無能の人と、何ぞ異たらんや。

第三節

○此の國に生るゝ人は、此の國に對する務めあり。其の務めとい、退きてい、其の家を富まし、進みては、世の中の利益を謀るをいふなり。

○世の中の利益を謀らんとい、第一に學

問を勵みて、其の身を修め、職業を習ひて、己れのを盡くすべし。

第九章 義勇

第一節

○此の國に生れて、此の國を守らんものは、常に忠義の心をみぐき、勇武の氣象をやしなふべし。

○遠き神代より、今日に至るまで、此の

調伊企難 勅をうけて新羅を伐ちて軍敗れて捕つられぬ新羅王伊企難は、迫りて日本の將を醫の肉を食ふと叫ぶに伊企難却て新羅王に醫の肉を食ふと呼まうて潔きよく死すつけり



大御國おほみくにのめでたくさうゆるは、偏へし國民の勇氣をたふとび、忠義を専らとしたりるによれり。

第二節

○人の勇氣よ、其の源あり、源あき一旦の勇氣い、撓みやまくして、衰ふる時あり。

○其の源とは、あまぞや、忠と孝との二

つなり。人々忠義の心深ければ、必む國を守るの誠厚し。孝行の念濃かあまば、必む父母の名を汚さず。

○故に、人い、先づ我が國體の尊きを知り、人道の正しきを守りて、先祖以來皇室の御恩よりて、住み來たれることを辨へ、義勇の心を勵まさんこと、もつとも肝要なり。

第十章 國民の務め

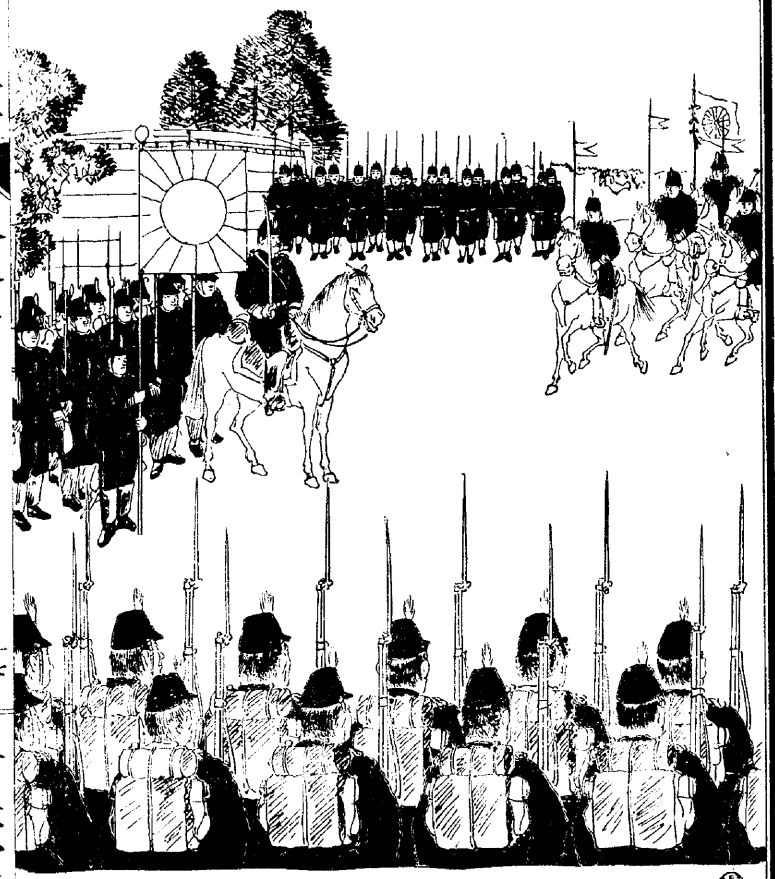
第一節

○我々國の男子たるものハ、兵役の務めあり。

○兵員は、國家守護の大任ヲあとするものにて、最も譽れ有る務めなり。

○されバ、常に身をすこやうよして、此の選みよ入らんことをねがひ、一旦選み

觀兵式之圖



五島刊

奉人少中 第五 七 集英堂 藏片

よ入らば、忠義を専らとし、行状をつゝ
し、勇武の氣象をまげまして、事ある
時は、身をかへりみず、我が國威を萬國
に輝さんことをのみおもふべし。

第二節

○我が國の民たるもの、納税の務めあり。
○税とい、人民より政府に納むる金の事

ふて、政府は、この金を以て、一國の安
全をはり、人民の幸福をすゝむるなり。
○人の今日、安樂におくるも、政府の保
護よる事を思ふ、納税は、實に人民
の重き務めなるを知るべし。

101807

勅奉
修身鑑卷之三
終

明治二十五年二月八日印刷
明治二十五年二月十日出版
版權所

定價八七五厘

著者

東京府平民

內藤 恥叟

東京府平民

小林 八郎

東京市日本橋區通旅籠町十一番地

發行兼
印刷者

發賣所

集英堂本店

東京市日本橋區通旅籠町十一番地

賣捌所

各府縣下書肆

